

平成27年11月18日

関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領及び物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
別紙「指名停止措置有資格者一覧」のとおり
- 2 指名停止の期間
別紙「指名停止措置有資格者一覧」のとおり
- 3 指名停止の理由
別紙「指名停止措置有資格者一覧」のとおり

<工事請負契約指名停止等措置要領>

「別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」

措置要件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

「別表第2関係」

(工事請負契約指名停止等措置要領の運用について)

別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

<物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領>

「別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」

措置要件	指名停止の期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認めるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

「別表関係」

(物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領の取扱い)

別表第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、この号前段の期間が別表第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

【問い合わせ先】

関東森林管理局 経理課 専門官(契約適正化)
電話:027-210-1149

別紙

指名停止措置有資格者一覧

指名停止措置対象業者名	住 所	指名停止の期間	指名停止の理由
三機工業株式会社 代表取締役社長 長谷川 勉	東京都中央区明 石町8-1	平成27年11月18日～平 成28年1月2日(1.5ヶ月)	当該事業者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注した北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、独占禁止法の規定に違反する犯罪があったとして、同法第7条第2項の規定に基づき、平成27年10月9日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)に該当することから指名停止処分を行った。
新菱冷熱工業株式会社 代表取締役 加賀美 猛	東京都新宿区四 谷2-4		
株式会社柿本商会 代表取締役 柿本自如	石川県金沢市藤 江南2-28	平成27年11月18日～平 成28年2月17日(3ヶ月)	当該事業者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注した北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、独占禁止法の規定に違反する犯罪があったとして、同法第7条第2項の規定に基づき、平成27年10月9日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)に該当することから指名停止処分を行った。
株式会社柿本商会 代表取締役 柿本自如	東京都千代田区 鍛冶町1-8-5		当該事業者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注した北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、独占禁止法の規定に違反する犯罪があったとして、同法第7条第2項の規定に基づき、平成27年10月9日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。 このことは、「物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号)別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)に該当することから指名停止処分を行った。